

地域計画

策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	令和8年3月31日 (第4回)
目標年度	令和14年度
市町村名 (市町村コード)	岡崎市 232025
地域名 (地域内農業集落名)	矢作 <small>曙戸、西本郷、富永、東本郷、北本郷、宇頭、北野、橋目中町、橋目本町、西大友、小針、筒針、渡上、渡下、東牧内、上佐々木、下佐々木、島坂、昭和、大和、新堀</small>

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	450 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	450 ha
② 田の面積	383 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	66 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	235 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	374 ha
(参考) 区域内における65才以上の農業者の農地面積の合計	239 ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	44 ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。
 2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。
 3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。
 4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。
 5:(参考)の区域内における65才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。
 6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

当地区は、高齢化により農業従事者は減少傾向にあるものの、近年土地改良事業を実施したことを機に、担い手への農地の集積・集約化が進んでいる。さらに今後も矢作北部で土地改良事業を計画しており、担い手への農地集積がさらに進むと見込まれる。また一部の地区では化学農業及び化学肥料の低減などの有機農業の取組みが進んでいる。しかしながら、担い手も高齢化しており、小規模な農地は、担い手に集積することは難しいため、他地区からの担い手の参入や後継者、新規就農者、半農半Xなど多様な担い手の確保・育成を図ることが課題である。また水路の清掃や畔の草刈りも地権者が高齢化や相続で地域から出てしまうなどで労力を確保することが難しくなっている。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

- ・土地利用型農業については、水稻・麦・大豆によるブロックローテーションを推進する。
- ・水田のスマート農業化を図り、作業の省力化を推進する。
- ・イチゴ・ナスなどの施設野菜や露地野菜の生産振興を図る。
- ・化学農業及び化学肥料の低減、有機農業の取組面積の拡大も図る。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1)農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
農地バンクへの貸付けを進めつつ、担い手への農地の集積・集約化を基本としつつ、担い手の農作業に支障がない範囲で農業を担う者により農地利用を進める。			
(2)担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	68.2	%	将来の目標とする集積率
			75.1 %
(3)農用地の集団化(集約化)に関する目標			
耕作者ごとに農地をまとめて、同一耕作者が耕作する農用地の団地数の減少させ、その団地面積の拡大を進める。			

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。

64
65
66
67
68
69
70
71
72
73
74
75
76
77
78
79
80
81
82
83
84
85
86
87
88
89
90
91
92
93
94
95
96
97
98
99
100
101
102
103
104
105
106

